

# 公益財団法人宮崎縣市町村振興協会 評議員及び役員の報酬等に関する規程

平成23年4月1日

規程第 10 号

## (趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会定款（以下「定款」という。）

第16条及び第30条の規定に基づき、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）の評議員及び役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常勤役員とは、理事のうち、協会に常時勤務する役員であって常務理事をいう。

(2) 非常勤役員とは、理事及び監事のうち、常勤役員以外の役員をいう。

(3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等の経費であって、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

**第3条** 常勤役員及び非常勤役員には、職務遂行の対価として報酬を支給する。この場合、常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員の報酬は日額とする。

2 評議員には、定款第16条に定める金額の範囲内で報酬を支給する。この場合、報酬は日額とする。

3 常勤役員、非常勤役員及び評議員の報酬の月額又は日額は別表のとおりとし、常勤役員及び非常勤役員には、同表に掲げる各人の年間報酬の総額の範囲内で支給する。

4 前各項において、非常勤役員及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員（以下「一般職の公務員」という。）の場合には支給しない。

5 第3項の日額報酬は、非常勤役員等がその職務に従事した際支給する。ただし、必要に応じまとめて支給することを妨げない。

6 常勤役員には、前条第3号のうち賞与としての期末手当を支給する。

7 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の325を乗じて得た額を6月及び12月の2回に分けて支給する。この場合、期末手当基礎額は報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

8 常勤役員の報酬及び期末手当の支給方法については、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

**(費用)**

**第4条** 常勤役員及び非常勤役員等がその職務の遂行に当たって旅行したときは、その旅行について、費用として旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、協会の会議に出席したときは、その通勤にかかる旅費は対象外とする。ただし、前条第4項の一般職の公務員はこの限りではない。

3 前2項に定めるもののほか、常勤役員及び非常勤役員等に支給する旅費については、公益財団法人宮崎県市町村振興協会旅費規程による。

4 常勤役員には、通勤に要する費用として、事務局職員の例により通勤手当を支給することができる。

**(公表)**

**第5条** 協会は、この規程をもって、公益法人認定法第20条に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

**(改正)**

**第6条** この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

**(補則)**

**第7条** この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日以降の通勤に適用する。

別表

職 名	区分	報酬額（月額又は日額）	年間報酬の総額
常 勤 役 員	月額	289,000円	4,550,000円までの範囲内
非常勤役員	日額	10,000円	80,000円までの範囲内
評 議 員	日額	10,000円	30,000円までの範囲内